

令和8年6月1日  
北 秋 田 市

### 懲戒処分の公表

北秋田市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被処分者	市民生活部 副主幹級（48歳） 男性
処分内容	懲戒処分 減給10分の1 1か月
処分日	令和8年6月1日
処分理由	<p>被処分者は建設部建設課に所属していた令和7年4月から令和8年3月までの間、支払遅延（15件）、契約事務の遅延（2件）、契約事務の失念（1件）、除雪機械の事故処理対応の不備（3件）、上司への報告漏れなど、不適切な事務処理を繰り返した。</p> <p>さらに、再三に渡る上司からの注意、指導にもかかわらず改善が認められなかった。</p> <p>また、令和8年3月の行政情報公開請求については、条例で定める公開請求があった日から15日を過ぎても必要な手続きを行うことなく放置した。</p> <p>これらの行為は、職務上の義務違反であり、職務を怠るとともに、公務員の信用を著しく傷つける行為であると思料されることから地方公務員法第29条第1項第2号の規程により当該処分に付したものである。</p>
市長コメント	<p>市職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。</p> <p>この事態を重く受け止め、より一層綱紀粛正を徹底して職員の意識改革を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。</p>